

南京城壁保護計画の変遷と特徴に関する研究

王, 成康

九州大学大学院人間環境学府都市共生デザイン専攻 : 博士後期課程

坂井, 猛

九州大学新キャンパス計画推進室

<https://doi.org/10.15017/1485042>

出版情報 : 都市・建築学研究. 25, pp.1-8, 2014-01-15. 九州大学大学院人間環境学研究院都市・建築学部門

バージョン :

権利関係 :

南京城壁保護計画の変遷と特徴に関する研究

Transformation and Characteristics of Conservation Plan for Nanjing City Wall

王 成康*, 坂井 猛**

Chengkang WANG and Takeru SAKAI

The purpose of this research is to figure out the characteristics and issues of the conservation plan for the Nanjing city wall. At first, the characteristics, establishment situations and the planning process of the conservation plan for important cultural properties in China were analyzed. Also, the influence that the policies implemented by the government gave in the transformation of the conservation plan for the Nanjing city wall was examined. The results are as follows: 1) The features and issues of the conservation plan for the Nanjing city wall were clarified. 2) The importance of participation from multiple disciplines of the government and establishment of pliable plans considering the characteristics of cultural properties were implied.

Keywords : City wall, Conservation, Protection of cultural properties, Conservation Plan, China

城壁, 保全, 文化財保護, 保全計画, 中国

1. はじめに

1-1 研究の背景

中国政府は、改革開放による経済の成長とともに、文物^{註1)}を重視するようになり、中華人民共和国文物保護法(以下、文物保護法)の改訂(2002年)をはじめとして、数多くの文物保護に関する法令、法規を公布した。そのなかでも、2003年に公布された「文物保護工程管理弁法」は、文物に対する保護計画の策定をはじめ法的に規定したものであり、2004年には、「全国重点文物保護単位保護規劃編制審批弁法」と「全国重点文物保護単位保護規劃編制要求」を公布し、全国重点文物保護単位の保護計画を策定するための指針と内容・構成を具体的に規定している。中国における多くの都市で全国重点文物保護単位の保護計画が策定される一方で、経費の不足等の理由によって未だ策定されていない都市も多い¹⁾。

中国における現存する城壁のうち、規模が最大の南京城壁は、1988年に全国重点文物保護単位に指定され、現在、他の7都市にある城壁とともに、「中国明清城壁」として中国の世界遺産申請の予備リストに挙げられている^{註2)}。南京市は、城壁の保護計画の制定や更新に取り組む、2003年と2004年に国が公布した新たな施策

を受けて、南京城壁保護計画(2008～2025)を全国に先駆けて公布している^{註2)}。

1-2 研究の目的

本研究は、南京城壁と周辺空間を保全するために策定された南京城壁保護計画を対象として、城壁保護計画の変遷に国の施策が与えた影響と今後の課題を明らかにすることを目的とする。

1-3 研究の方法

まず、国家文物局等データベース^{註3)}をもとに、法規の公布・修正に関する通達・通知を対象とする文献調査を行い、中国における文物保護計画の変遷と全国重点文物保護単位保護計画の特徴と策定状況を把握する。つぎに、「南京明城壁風光帯計画」を策定した南京市計画設計研究院(2013年2月16日)、南京城壁保護計画を策定した東南大学建築設計研究院に対するヒアリング調査(2013年2月14日)、また両機構に提供された保護計画書をもとに、南京城壁に関する保護計画の変遷を考察する。さらに、南京城壁と周辺の状況に関する現地調査、東南大学建築設計研究院に対するヒアリング調査の結果をもとに、南京城壁保護計画(2008～2025)の策定経緯、計画の特徴を考察した上で、国が公布した施策による影響を明らかにする。

1-4 既往の研究

中国における文物の保護に関する研究は、法制度の整備や特徴に関する研究^{註4)~6)}、また保護の歴史や理念に

* 都市共生デザイン専攻博士後期課程

** 新キャンパス計画推進室

関する研究⁷⁾⁻¹¹⁾等が多く見られる。保全・保護計画に関する研究¹¹⁾⁻¹⁹⁾は歴史的都市・地区の保全計画に着目するものが多いが、中国における重点文物保護単位の保護計画に着目し、南京城壁保護計画の変遷及び計画の策定経緯を対象とした研究は見られない。

2. 中国における文物の保護体系と保護計画

2-1 文物の保全体系

2002年に改訂した文物保護法によって、文物は、可移動文物と不可移動文物に分けられる。不可移動文物は、文物保護単位、歴史文化街区・村鎮、歴史文化名城、指定待ちの不可移動文物（待指定不可移動文物）の4種類に分けられている。文物保護単位は重要度に応じて、市県級文物保護単位、省級文物保護単位、全国重点文物保護単位（以下、国保）の3ランクに分けて指定している（図1）。

2-2 全国重点文物保護単位の指定と構成

国家文物局のサイト内に検索作業を行い、国保の指定経緯と構成をまとめた。1961年から2013年にかけて、国保の指定は7回にわたり、合計4,295箇所が指定されている（表1）。

現存の国保は、6種類に分けられる^{注4)}。古建築は、1,882箇所（44%）を占め、そのうち城壁は36箇所である。古遺址は1022箇所（24%）、古墓葬は3904箇所（9%）を占める。また、石窟寺及び石刻は256箇所（6%）、近現代重要史跡及び代表的建築は、710箇所（16%）である。さらに、古井や造酒池等その他の科目は35箇所（1%）である（図2）。

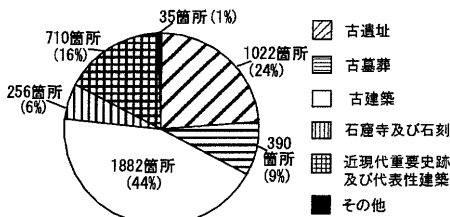


図2 全国重点文物保護単位の構成

表1 全国重点文物保護単位の指定経緯

類別	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	合計(箇所)
古遺址	26	10	49	56	145	220	516	1022
古墓葬	19	7	29	22	50	77	186	390
古建築	77	28	111	110	248	513	795	1882
石窟寺及び石刻	16	5	20	10	32	63	110	256
近現代重要史跡及び代表的建築	33	10	41	50	41	206	329	710
その他	9	2	8	2	5	2	7	35
合計(箇所)	180	62	258	250	521	1081	1943	4295

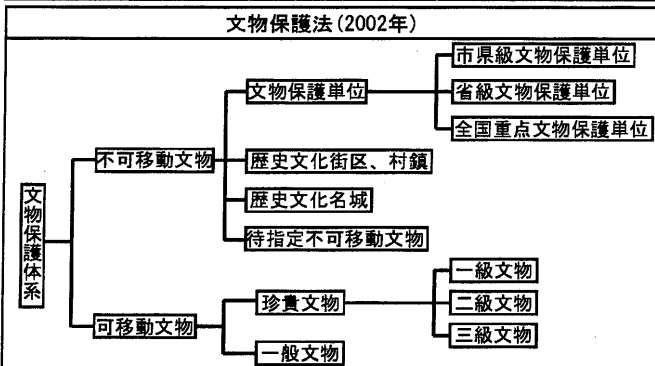


図1 文物保護法における文物の保護体系の変遷^{注3)}

2-3 文物保護に関する計画の変遷

(1) 都市計画における保護規定

1982年の文物保護法では、市・県に対して文物の保護計画の策定義務を規定しなかったが、都市計画を策定する際に、行政区域内の各級文物の保護に関する措置を同時に策定し、各文物の保護範囲と規制範囲を定めることを規定した（第10条）（表2）。

(2) 歴史的地区等の面的保護計画

国家文物局は、1983年に公布した「關於加強歴史文化名城保護規劃的幾点意見」において、歴史文化名城保護計画の策定義務を規定し、1984年に公布した「城市規劃条例」において、都市計画の中で文物保護に関する内容、歴史文化名城保護計画の策定義務を規定した。また、1994年に公布した「歴史文化名城保護規劃編制要求」において、歴史文化名城保護計画の目標、策定原則、内容構成等を具体的に定めた。

さらに、2002年に改訂した文物保護法では、県級以上の自治体は文物保護に関する事業を国民経済及び社会発展計画のなかで定めることとし、所要経費を財政予算で確保するとともに、歴史文化街区、村鎮、名城として指定された区域では、都市計画の一部としての保護計画の策定義務を規定した。

(3) 点的文物保護計画の展開

2002年、中国古跡遺址協会は、文物保護を進めるため「中国文物古跡保護準則」を策定した。2003年に国家文物局が公布した「文物保護工程管理弁法」では、文物保護計画の策定をはじめて規定した。2004年に公布された「全国重点文物保護単位保護規劃編制審批弁法」と「全国重点文物保護単位保護規劃編制要求」により、国保保護計画の策定指針と内容構成を具体的に定めた。国保保護計画を策定する際、文物本体の保護、周辺環境の保全と改善を規定する一方で、持続的、合理的利用、地方経済の発展との調和を図る必要があるとしている。公布された保護計画は、文物保護事業における文物の保護と管理の法的根拠となる。しかし、文物保護法は保護計画の策定義務を規定していないため、計画の策定は文物の存する市・県に任されている。

表2 保護計画の変遷

年	法律、法規	保護計画の要求
1982	中華人民共和国文物保護法	都市計画に各級文物の保護範囲と規制範囲などの保護に関する措置を制定することを規定
1983	關於加強歴史文化名城保護規劃的幾点意見	歴史文化名城保護計画の策定義務と、計画の原則、内容、方法を規定
1984	城市規劃条例	都市計画に文物保護、歴史文化名城保護計画等の策定義務を規定
1994	歴史文化名城保護規劃編制要求	歴史文化名城保護計画の目標、原則、内容構成を規定
2002	中華人民共和国文物保護法 改訂	文物保護に関する事業を国民経済と社会発展計画に入れる必要があること、及び歴史文化街区、村鎮、名城として指定された区域で、保護計画の策定義務を規定
2003	文物保護工程管理弁法	文物保護計画の策定を規定
2004	全国重点文物保護単位保護規劃編制審批弁法	全国重点文物保護単位保護計画の策定方針、目標、原則、審議方法を規定
	全国重点文物保護単位保護規劃編制要求	全国重点文物保護単位保護計画の内容構成を規定

3. 全国重点文物保护单位保護計画の策定と構成^{注5)}

3-1 保護計画の策定状況

国務院、国家文物局、各省政府が公布した国保保護計画に関する審議結果をもとに文献調査を行い、2013年9月までの国保保護計画の策定状況^{注6)}をまとめた(表3, 図3)。

現在まで、合計4295箇所^{注7)}の国保のうち、公布済みまたは策定中の保護計画は717箇所(約17%)である。その多くは、観光資源として利用されており、損傷の危険を担う可能性が高い古建築は323箇所(約45%)、古遺址は195箇所(約27.2%)、合計518箇所(72.2%)がある。また、近現代重要史跡及び代表的建築は85箇所(11.9%)、古墓葬は67箇所(9.3%)が保護計画を策定した。さらに、石窟寺及び石刻は45箇所(6.3%)、その他は2箇所(0.3%)がある。

3-2 保護計画の作成プロセスと課題

全国重点文物保护单位保護計画を策定するためには、「全国甲級文物保護工程勘察設計資質」という国家文物局が認定した資格が必要である。資格を有する全国29機構のうちの一つである東南大学建築設計研究院に対するヒアリング調査の結果をもとに、国保保護計画の策定プロセスと課題について考察する。

文物の保護計画を策定するにあたっては、文物部門は国家文物局の認定資格をもつ機構を指定する。機構は、計画案の作成着手段階から、都市計画部門への必

要資料の請求等を行い、計画案の作成後、市・県の文物部門で審議される。修正の必要がある場合、機構へ修正意見が示され、計画案の修正が行われる。その後、省政府へ提出され、文物部門と建設・計画部門等の合同審議が行われる。省政府により計画案が承認された後は、公布までに国家文物局の同意を得る必要があるとしている(図4)。

省政府の審議は、文物部門と計画・建設部門の合同によることと規定されているが、保護計画は、作成の指示から公布まで、文物部門が主導している。機構が保護計画を作成する際の都市計画部門との関わりは、必要な資料の請求、文物周辺の土地利用、道路計画等の変更、保護計画の作成状況の通達等であるが、都市計画、建設、観光分野との調整が十分とはいえない。さらに、都市計画案の審議では事前に、専門家や市民からの意見を募集する規定があるが、保護計画案では意見募集に関する規定がない。

3-3 保護計画の内容と特徴

2004年に公布した「全国重点文物保护单位保護規劃編制要求」について、東南大学建築設計研究院に対するヒアリング調査の結果をもとに、国保保護計画の内容と構成の特徴をまとめた。保護計画は、5つの段階で構成される(表4)。

(1) 文物の現状把握と評価の段階

文物の価値、重要性、環境等に対する影響の評価、利用実態、破壊された部分があればその要因等を明示する。

(2) 計画構想の段階

保護計画の原則、目標、対象等を明示する。

(3) 具体的な保護措置と実施計画段階

文物保護法で規定した保護範囲、規制範囲の設定、

表3 保護計画の策定状況

全国重点文物保护单位の類別	文物の数	保護計画の数	策定の比率
古遺址	1022	195	19%
古墓葬	390	67	17%
古建築	1882	323	17%
石窟寺及び石刻	256	45	18%
近現代重要史跡及び代表的建築	710	85	12%
その他	35	2	6%
合計(箇所)	4295	717	17%

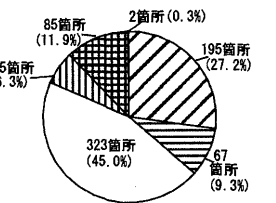


図3 保護計画の割合

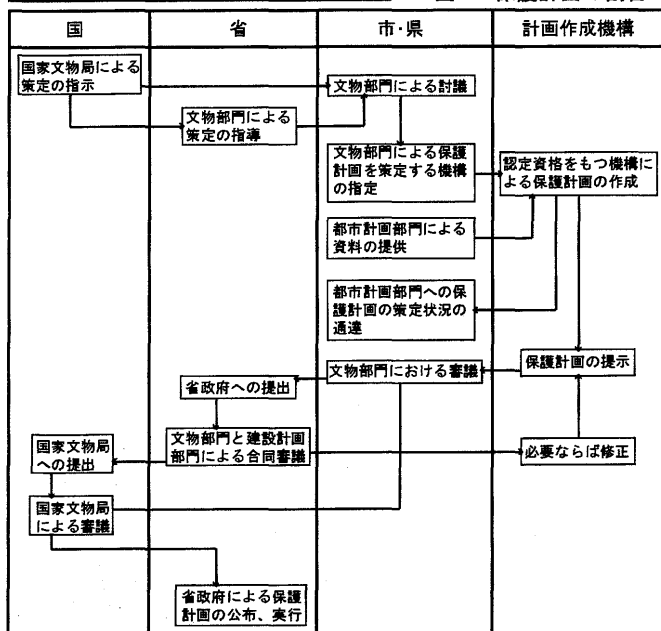


図4 保護計画の策定プロセス^{注7)}

表4 保護計画の内容要求と構成

主要な内容	内容
① 現状把握と評価	1. 文物の価値、重要性及び環境、社会、人文に対する影響の評価 2. 文物本体とその周辺環境の保護、管理及び利用現状、破壊要因
② 計画構想	3. 計画の原則、性質、目標、重点と保護対象
③ 保護措置と実施計画	4. 保護範囲と規制範囲の設定、管理規則 5. 工事と技術の要求等の保護措置 6. 環境、生態保全の措置 7. その他の部門別計画
④ 活用展示	8. 機能区分、利用制限 9. 展示計画の制定: 来客数、展示路線、項目、サービス施設等
⑤ 計画管理	10. 計画範囲内の新開発プロジェクトが必要場合、その必要性、位置、建築機能、規模、予算、設計等 11. 管理上の建議、日常の補修と検査内容、地域との連携計画 12. 計画期間、実施重点、予算、計画実施の保証手段
必ず明示すべき事項	保護の目標、保護範囲と規制範囲の設定及び管理規定 文物本体の保護措置、利用機能の制限 来客数のコントロール指標等
期間	一般的に20年とし、短期、中期、長期に区分する 短期計画の期間は5年以内、主要な課題、必要なプロジェクトを優先する
計画の構成	1. 計画文書: 計画の趣旨、目標、内容に関する規定 ①総括②部門別評価③フレーム計画④保護区画⑤保護措置 ⑥環境計画⑦展示計画⑧管理計画⑨計画分期⑩投資予算⑪付則 2. 計画図面: 計画文書に対応し、文物の現状と計画の内容を図面で表現 ①基本図面②説明図面③補足図面 3. 計画説明: 文物の価値、重要性、現状、管理等評価の詳細内容、計画趣旨の論証、計画文書の解説 ①保護対象説明②部門別評価報告③部門別計画説明 ④計画実施保障提案 4. 基礎資料集: 各種基礎資料、計画根拠等

文物の修繕工事と技術工法等の規制，周辺環境，生態の保全等を含む部門別計画を策定する。

(4) 活用展示段階

利用機能，制限を明示し，詳細な展示公開計画を策定する。

(5) 計画管理段階

来客数のコントロール，文物の日常管理，計画期間，予算等を明示する。

制定した内容を達成するため，一般的には20年間の期間を定め，短期，中期，長期の目標を設定する。短期計画は，期間が5年以内であり，文物における主要な課題の解決，必要なプロジェクトの開発等を優先的に実施する。中期と長期の目標に関しては具体的に規定されておらず，文物の状況によって設定される。

2003年に国保保護計画の策定指針を公布して以来，保護計画が未だ策定されていない国保が多く見られた。保護計画を策定するプロセスを厳格に規定し，保護計画の内容と構成を標準化，規範化する一方で，公布されている6種類の国保の特徴が十分に生かされておらず，保護計画の策定を推進するには柔軟性が低いという課題が残る。さらに，小規模な国保の保護計画を策定する際には，経費の保証が困難な場合がある。

4. 南京城壁保護計画の策定経緯と計画の特徴

4-1 南京市と南京城壁

南京市は，北京市，西安市，洛陽市と並ぶ中国の四大古都の1つであり，古くから中国の政治，文化，経済，軍事の中核として位置づけられてきた。現在は，長江三角洲都市圏の中核都市，江蘇省の省都である。2011年の人口は約800万人，市域面積は約6,587km²であり，1982年に，歴史文化名城として最初に指定された。2012年までに指定された南京市の文物は，国保27箇所，省級100箇所，市級260箇所，区級123箇所，合計510箇所あり，文物資源が豊かな都市といえる²⁰⁾。

南京城壁は，明代(1368～1644年)に築かれた。当時の南京は，内から外へ，宮城，皇城，都城，外郭の四重の城壁に囲まれていたが，このうちの都城城壁のみが現存する。戦災や開発に伴って部分的に取り壊された結果，現在の都城城壁は5箇所に分かれているが，全長は約25kmであり，25の城門が残存する²⁾(図5)。

4-2 南京城壁における保護計画の変遷

南京城壁は1988年に国保として指定された。それ以降，南京市は城壁の保護を重視し，1992年と1997年の2回にわたって，城壁の保護に関する計画を策定し，さらに，2007年に南京城壁保護計画を策定した。1997年の計画を策定した南京市計画設計研究院により提供された南京明城壁風光帯計画及びヒアリング調査の結果をもとに，1992年と1997年の計画の特徴を考察する(表5)。

(1) 南京明城壁保護計画(1992年)

1991年の大洪水により，約350mの城壁が倒壊したことから，城壁を保存するために，南京市の建設部門，計画部門，文物部門等が協同し，初の保護計画である「南京明城壁保護計画」を策定した²¹⁾。しかしながら，当時は，経済発展のための都市建設を優先していたため，この保護計画は公布されなかった。

計画の目標は，城壁本体を全般的に保護し，修繕することにある。このために周辺環境を整備し，城壁と城壁遺跡を中心として環状緑地帯を形成する。保護区域の範囲は，城壁外側を堀の外縁までとし，内側を隣接する山地の外縁まで，山地がない場合は15m以内とする。保護範囲内の建築物は，計画的に撤去し，緑地，道路，標識以外の建設行為を認めていない。

(2) 南京明城壁風光帯計画(1997年)

南京市が1995年に公布した「南京市都市総体計画1991-2010」は，城壁とその周辺の自然風景を保護し，障害になる建築・構造物を整備する必要があることを規定し，城壁が明朝文化を展示する窓口となり，観光を推進するという目標を設定した。南京市はこの総体計画に基づき，南京市の都市計画，文物，園林に関わる各局の指導のもとで，南京市規劃設計研究院が策定した「南京明城壁風光帯計画」(1997年)を，1999年に公布した。

南京明城壁保護計画(1992年)と比較すると，保護対象が城壁の遺跡まで拡大した。城壁，城門，遺跡，堀等を一体的に保護し，周辺の景観資源と関連づけた環状緑地景観帯を建設することによって，観光産業を促進し，世界遺産登録を目指すという目標を設定している。

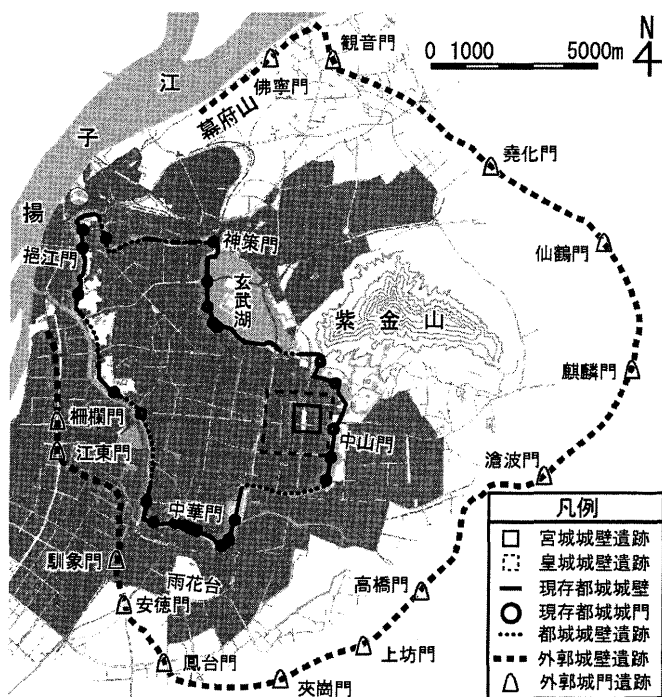


図5 南京市と南京城壁^{注9)}

計画は、城壁全体を対象とした総体部分、5箇所の城壁を対象とした部分の2段階に分けられ、保護計画と開発計画からなる。保護計画では、城壁、城壁遺跡、周辺の自然環境に対する具体的な保護措置を定め、開発計画では、城壁と周辺の自然環境の整備手法や観光路線の整備等に対する具体的な提案を行っている。また、計画の実施が円滑に進むよう、管理機構の設置や法律の修正等一連の管理規定を定めた。

4-3 南京城壁保護計画 2008～2025の策定と特徴

(1) 計画決定に至る経緯

2003年に国家文物局は、文物保護計画の策定義務を規定し、2004年に国保保護計画の策定指針と内容構成等を公布した。これを受けて、南京市文物局は南京城壁保護計画を策定することとなり、2007年に、国家文物局の認定資格をもつ東南大学建築設計研究院に保護計画の策定を委託した。

ここでは、東南大学建築設計研究院に対するヒアリング調査の結果をもとに、南京城壁保護計画 2008～2025の

表5 保護計画の比較

策定年	1992年	1997年	2007年
公布年	公布せず	1999年	2009年
名称	南京城壁保護計画	南京明城壁風光帯計画	南京城壁保護計画(2008～2025)
計画管理部門	南京市建設委員会	南京市规划局	南京市文物局
策定機関	南京市建設委員会	南京市計画設計研究院	東南大学建築設計研究院
公布部門	—	南京市政府	江蘇省文物局
保護対象	都城城壁	都城城壁、都城城壁遺跡	都城城壁、都城城壁遺跡、外郭城壁遺跡
背景	①1988年に全国重点文物保護単位の指定 ②1991年の洪水による城壁の損壊	1995年の南京市都市総体計画のうち、城壁保護に関する規定や目標を設置した	①2003年に文化財保護計画の策定規定 ②2004年に全国重点文物保護単位の保護計画の策定指針の公布
目標	現存する城壁と城壁遺跡を中心として環状緑地帯を形成する	①城壁、城門、堀、城壁遺跡、自然環境を一体的に保護する ②城壁を軸として、周辺の景観資源と結びつけて環状緑地帯を建設し、観光産業を発展させ、世界遺産登録を目指す	①有形遺産と無形遺産の結合:城壁、周辺自然環境の保護と重大歴史事件を一体的に捉え、テーマ観光の開発 ②南京市の発展と協調する ③外郭遺跡の価値と資源を開発する
保護措置	—	①都城城壁:現存城門を含めて厳格的に保護。建設の必要による撤去、整備等が発生する場合、関係部門による許可が必要 ②都城城壁遺跡:標識を設置、緑地以外の建設行為を厳禁	①都城城壁:日常管理と保守を強める。現状調査の結果に基づいて、具体的な措置を制定する ②都城城壁遺跡:日常管理と保守を強める。標識の設置、緑地の整備 ③外郭:標識の設置、残存の土壁を整備し、継接する
保護区域	城壁の外側は堀の外縁まで。内側は隣接する山地の外縁まで、山地がない場所は15m以内	①現存城壁:高さの1～1.5倍で15m以上にする ②城壁遺跡:内外両面15m	①現存城壁:外側は堀の外縁から15m、内側は隣接する山地の外縁から15m、山地がない場合は城壁から15m。周辺の状況によって具体的に設置する ②城壁遺跡:内外両面15m ③外郭:内外から30m～50m、山地がある場合、山地の外縁まで
規制区域	—	①城壁:基本的には城壁内外から50m以上にし、周辺環境に協調して具体的に設置する ②城壁遺跡:内側は15m、外側は堀の外縁から15m	現存城壁、城壁遺跡、外郭は同じく、内側は保護区域から35m、外側は保護区域から50m
部門別計画	—	—	①環境生態計画②インフラ調整計画 ③防災計画④住居社会調整計画 ⑤土地利用調整計画
活用方針	—	①城壁と城壁遺跡を一体にして、観光路線を整備する ②分断された城壁と周辺の自然景観を整備し、地城環境を向上させる	①保護は優先で、展示利用は補助的である ②歴史事件と結びつけて、テーマ観光の開発 ③自然、文化との融合 ④広報を強化する
管理	—	①計画の実施に関連する各部門の協力連携 ②計画は関連する建設行為の法的依拠である ③違法建築の撤去と整備 ④広報と住民建議の受入 ⑤重点プロジェクトの優先	①城壁管理委員会の設置 ②管理規範の制定 ③日常管理維持の向上 ④関連法規による計画実施の保障
計画期間	—	2028年までに環状緑地生態圏を竣工予定	2008年～2025年 ①短期計画:2008年～2010年。基礎資料の充実、損傷の大きい城壁に対する修繕、一部の違法建築物の撤去、堀の整備等 ②中期計画:2011年～2015年。関連するサービス施設の充実、城壁博物館の建設、周辺環境の整備など ③長期計画:2021年～2025年。土地利用の調整、違法建築物の撤去、環境の整備、考古工事、交通路線の整備、展示利用等を全て完成する
計画書構成	—	①総体部分 1.計画文書:総括、保護と規制計画、開発と利用計画、実施建議 2.計画総説明:城壁現状と価値、保護方針、保護と規制計画、開発と利用計画、実施建議、計画依拠、後記 3.管理規定:総括、保護と規制、開発と利用、刑罰規定、付則 4.実施建議 ②分断部分	①文書:総括、現状評価、フレーム計画、保護措置、部門別計画、展示利用、管理 ②図面:基本情報図、評価図、計画図 ③説明:計画文書と図面に対する詳細説明 ④基礎資料集

策定経緯をまとめる。

東南大学建築設計研究院は、計画案の作成着手段階から、城壁周辺の地形図や道路、土地利用計画等必要資料の請求、また、保護計画における城壁周辺の規制、道路計画の変更等状況の通達に関連して南京市都市計画局と共に、約1年間かけて自主的に計画案を作成した。計画案の作成後、南京市の文物局による審議を経て、2008年9月に江蘇省政府へ提出し、省の文物部門と建設・計画部門等による合同審議を経て承認され、国家文物局の同意を得て、2009年12月に計画を公布した。

(2) 計画の内容

東南大学建築設計研究院により提供された南京城壁保護計画及びヒアリング調査の結果を参考しつつ、南京城壁保護計画 2008～2025の内容を考察する。

①計画の構成

保護計画書は、計画文書、計画図面、計画説明および基礎資料集の4部からなる。計画文書は、総括、城壁の価値、保護状況、周辺環境、管理、利用と展示及び研究等の現状評価、フレーム計画、具体的な保護措置、部門別計画、計画管理等に大別される。

計画図面は、城壁の変遷、周辺土地利用、交通施設、管理現状等基礎情報図、城壁の価値、保護状況、周辺環境、交通、公共施設、利用と展示等に対する評価図、保護措置、保護と規制範囲、環境整備、交通施設の調整、

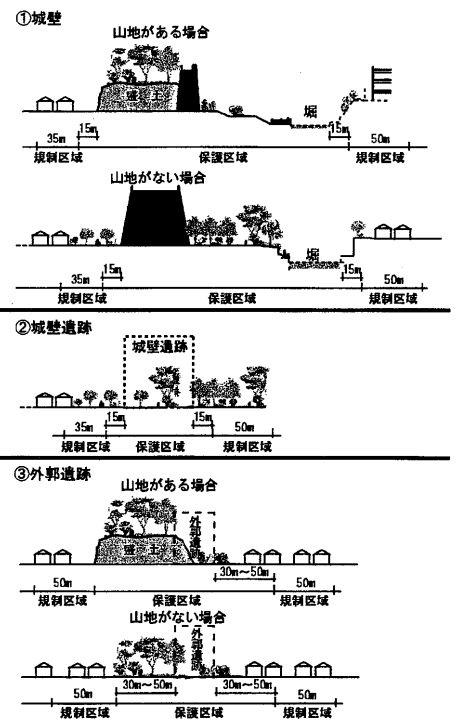


図6 保護範囲と規制範囲

土地利用調整、利用展示等を表現する計画図からなる。

計画説明は、計画文書と計画図面の詳細な説明である。基礎資料集は、計画根拠、城壁の現状と歴史資料等がある。

②計画の目標

1992年、1997年の計画と比較すると、2007年の計画における保護対象は外郭まで拡大している。計画の目標は、城壁と周辺の自然環境の融合を促進することであり、城壁を巡って発生した歴史事件等の無形の文化遺産を城壁保護と関連づけたテーマ観光の開発を促している。

③保護措置

城壁の保護範囲は、現存する城壁の外側にある堀の外縁から15m、内側は隣接する山地の外縁から15m、山地がない場合は城壁から15mとしており、具体的な範囲は、周辺の状況によって決定する。城壁遺跡の保護範囲は城壁の跡地の内外両面から15mの範囲である。外郭は内外から30m～50mの範囲であり、山地がある場合、山地の外縁までとする。規制区域の範囲について、城壁、城壁遺跡、外郭は同様に、内側は保護区域の境界から35m、外側は保護区域の境界から50mである。城壁本体の保護は、現状調査に基づいて、具体的な措置を決定する。一般には、城壁の日常管理と保守を強化することになる。城壁と外郭の遺跡には、緑地の整備や遺跡であることを示す標識の設置を行う(図6)。

④部門別計画

城壁の保護に関わる環境生態計画、インフラ調整計画、防災計画、住民社会調整計画、土地利用調整計画の5つの部門別計画を策定した(表5、図7)。

環境生態計画では、城壁、堀、外郭周辺環境の調査結果をもとに、現状の課題とそれに対応する整備措置を規定した。また、中華門と雨花台、中山門、紫金山

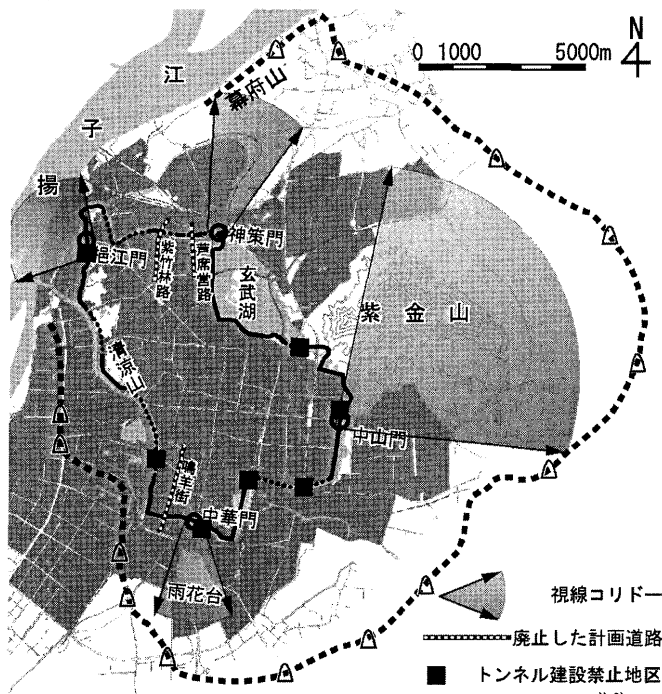


図7 南京城壁保護計画(2008～2025)部門別計画の概要^{注8)}

及び外郭、神策門と幕府山、挹江門と揚子江の間に視線コリドーを形成するため、さらには、玄武湖、清涼山、中華門の南側からも城壁を眺望できるように、高さ制限を定めた。

インフラ調整計画では、城壁と城壁遺跡を貫通する道路の建設を禁止し、計画中であった鳴羊路、紫竹林路、芦席宮路を廃止した。都市発展の需要のため、地下トンネルを建設する場合は、トンネルの出入り口を規制範囲外に設置し、城壁の安全を確保することとし、城壁の連続性と周辺環境の調和を図る必要がある7つの地点において、トンネルの建設を禁止した。

住民社会調整計画では、城壁上面の植物を除去し、建物を撤去することが規定された。保護範囲内の建物については、1980年以前に建設した建物は計画的に撤去し、住民を他の地域に転居させ、1980年以降に建設した建物は、一般的に50年の使用年限を越えた後に撤去することとし、規制区域内において新築する建物の屋根形状、高さ等を具体的に定めた。

土地利用調整計画では、規制区域以内の工場を全て撤去し、具体的な状況に応じて居住、商業、教育用地等に転換することを規定した。防災計画は、南京市都市総体計画で規定された内容に準じ、洪水、震災等による被害を避けるため、損傷がある城壁の補強や城壁に近い住居の移転等を規定した。

⑤展示と利用

城壁の保護を優先しつつ、城壁を利用した観光産業の開発のため、城壁周辺の観光業者と連携し、特に取り除かれた皇城、宮城、外郭の遺址を巡る観光路線の整備、自然環境と歴史事件を一体的に捉えたテーマ観光の開発、来客数のコントロール、城壁博物館の整備やサービス施設の充実等を規定した。

⑥計画管理

城壁の保護計画を実施するための城壁管理委員会の設置を提案した。委員会は、城壁の保守管理、維持、修繕、広報等を担当する。また、計画の実施のため、目標年次の設定、短期、中期、長期計画の区分等を定めた。

4-4 南京城壁保護計画の変遷と国による保護施策の関係性

ヒアリング調査に基づき^{注10)}、南京城壁保護計画の取り組みの経緯と計画内容の変遷を通して明らかになった特徴と課題、また南京城壁保護計画の変遷と国による保護施策の関係は以下の通りである。

(1) 規範的、総合的な計画への変化

城壁損傷の防止や観光化の推進を目的として、1992年と1997年に保護計画を策定した際、国家文物局の法令は文物保護計画の策定について規定していなかったが、南京市は、自主的に保護計画を策定した。2004年に国家文物局が国保保護計画の策定方針と内容構成に関する規定を公布する前は、保護計画は概要的であり、主に城壁と周辺自

然環境の保護と利用に関する計画を図と文章で記載していた。公布後は、より詳細で規範的な計画へと変化し、環境生態、インフラ、防災、土地利用等の視点を踏まえた総合的な計画へと変化した。

(2) 保護の対象と保護範囲の拡大

1992年の保護計画における保護の対象は都城城壁のみであったが、1997年には城壁遺跡の保護方法と措置を検討するようになった。2004年の規定の公布以降、文物本体のみを保護するだけでなく、周辺環境を保全し、改善するという規定が加わった。さらに、2007年の計画では、それまでの計画に加えて、城壁周辺の水域、山地など自然環境を含む保護区域と規制区域の範囲を拡大しつつ、取り除かれた皇城、宮城、外郭まで一体的に取扱っていることは本計画の特徴である。

(3) ソフト面の規定の追加

1992年と1997年の保護計画は、主に城壁と遺跡の保護、周辺の自然環境の整備等に関するハード面の規定が主であったが、2007年の保護計画は、無形文化遺産の開発や管理組織の設置等、ソフト面の規定が加えられた。

(4) 都市計画への反映

2007年の南京城壁保護計画において、策定されたインフラ調整計画において、城壁の連続性を破壊するという理由により、都市計画で決定した3つの道路の建設を中止した。さらに、住民社会調整計画において、保護範囲内の土地利用の調整や、保護範囲内に住む住民を他の地域に転居させること等を都市計画に規程したことは、単体的な文物の保護計画の特徴である。

(5) 整備・活用方法、住民参加の課題

城壁とその周辺空間に関しては、緑地のみの計画が主であることから、空間全体をより総合的に捉え、多様な空間を形成するための取り組みが必要である。城壁の活用は、観光面が主であるが、教育面の利用や城壁に関連するイベントの開催等、多面的な活用が望ましい。

また、国の施策は、住民参加に関して規定しておらず、南京市の保護計画策定にあっても、多部門の参入、専門家や住民の参加が見られなかったことは、今後の課題といえる。

5. おわりに

本研究は、南京市の城壁保護計画を対象とする文献調査とヒアリング調査を通して、以下のような知見を得た。

(1) 国の法令では、文物保護計画を策定する義務が規定されていなかったが、南京市は、城壁の保護計画を自主的に策定し、その内容は、92年の保護範囲の設置のみの概要的な計画から、97年の城壁と周辺の自然環境の整備や観光開発に対して具体的に提案する計画へと変化したことを示した。さらに、2007年の南京城壁保護計画は、2003年及び2004年に公布した国の施策

をもとに、部門別計画を含む規範的、総合的な計画に変化し、保護対象も遺跡単体のみから自然環境を含む外郭まで拡大した。また、ハード面の環境整備から、無形文化遺産の開発や管理組織の設置等のソフト面を重視し、都市計画へ反映する保護計画へと変化していることがわかった。しかし、城壁と周辺環境の整備・活用方法が単一的であり、住民の保護意識の向上と住民参加の取り組みが今後の課題といえる。

(2) 中国では、経済発展に伴い、これまで多くの文物が破壊されたが、それと並行して、文物保護の取り組みが徐々に進み、文物保護に関する計画の策定は歴史文化名城、街区、村鎮等の面的計画に加え、「全国重点文物保護単位保護計画」の点的な文物の保護計画を策定することが必要になった。しかしながら、現存する4295箇所（国保のうち、「全国重点文物保護単位保護計画」を策定している国保は未だ717箇所（17%）のみであり、保護計画の策定を推進するため、特に小規模な保護単位に対して、策定基準や内容構成に柔軟性を持たせることが求められている。また、保護計画を策定する際に、地域の立場に立ち、行政における多部門の参入、専門家や住民の参加により、多様な活用方針を打ち出すことも重要である。

謝辞

本調査にあたり、中国・東南大学の賈亭立講師、中国・南京市栖霞区都市建設部門の劉吉局長、同市都市計画研究院の沈俊超副総規劃師には、資料の提供やヒアリング調査にご協力いただきました。ここに記して感謝の意を表します。

注

注1) 「文物」は、日本の「文化財」に近い概念であるが、両者には体系上も保護の歴史上も大きな差異があるため、「文物」の原語表記を使用している。

注2) 南京市、興城市、臨安市、寿县、鳳陽県、荊州市、襄陽市、西安市の8市・県。

注3) 文献5)と文物保護法(2002)をもとに筆者が作成した。

注4) 1961年(第1回)に公布した際、革命遺址及び革命記念建築物、石窟寺、古建築及び歴史記念建築物、石刻及びその他、古遺址、古墓葬の6種類に分類した。1996年(第4回)に公布した際、古遺址、古墓葬、古建築、石窟寺及び石刻、近現代重要史跡及び代表性建築、その他の6種類に変更した。ここで、1996年の分類方法を使用し、第3回までの革命遺址及び革命記念建築物、古建築及び歴史記念建築物は近現代重要史跡及び代表性建築、古建築にそれぞれ属する。以前の石刻及びその他の石刻は石窟寺と合併し、石窟寺及び石刻の科目に属

し、それ以外はその他の科目に属する。

注5) 本研究における着目する全国重点文物保护单位は、1つ市・県に所在する文物である。万里の長城、大運河等の複数の省に広がる大規模な全国重点文物保护单位は、国家文物局及び複数の省の協力によって、保全計画を作成する。

注6) 保護計画の策定決意や審査結果に関する公的な通達、通知等国家文物局及び地方政府が公布したものに限る。

注7) 「全国重点文物保护单位保護規劃編制審批弁法」と東南大学建築設計研究院への南京城壁保全計画の作成過程に関するヒアリング調査の結果をもとに作成した。

注8) 南京城壁保護規劃(2008～2025)をもとに筆者が作成した。

注9) ヒアリング調査によると、南京明城壁保護計画(1992年)は概要的であり、具体的な保護措置等までは策定していないが、参考文献21)の記録を参考にしている。

注10) 南京城壁保護計画2008～2025の策定に関わった賈亭立先生へのヒアリングによる。

参考文献

- 1) 陳同濱, 王力軍: 不可移動文物保護規劃十年, 中国文化遺産, 03, pp. 108-111, 2004
- 2) 王成康, 出口敦, 箕浦永子, 坂井猛: 南京市における城壁空間の変遷と類型に関する研究, 日本建築学会計画系論文集, 672, pp. 385-391, 2012.2
- 3) 中国国家文物局公式ホームページ, <http://www.sach.gov.cn/> (参照2013.04.06)
- 4) 林宜徳, 畔柳昭雄: 中国山東省烟台市における歴史的建造物の保護制度に関する研究: アジアの歴史的文化遗产の保護に関する調査研究その1, 日本建築学会計画系論文集, 462, pp. 137-146, 1994.08

- 5) 葉華, 浅野聡, 戸沼幸市: 中国における歴史的環境保全のための歴史文化名城保護制度に関する研究: 名城保護制度の枠組みの整備過程の特徴と課題, 日本建築学会計画系論文集, 494, pp. 195-203, 1997.04
- 6) 銭威, 岡崎篤行: 北京における歴史的環境保全制度の変遷並びに現在の構成, 日本建築学会計画系論文集, 627, pp. 1007-1013, 2008.05
- 7) 菅野博真, 高田誠マルセル, 矢込祐太: 在外華僑による歴史的建造物群の形成過程とその現状, 及び今後の保全のあり方についての考察—中国広東省台山市梅家大院をケーススタディとして, 日本建築学会計画系論文集, 657, pp. 2679-2686, 2010.11
- 8) 張瀟, 柴田祐, 澤木昌典: 商業活性化を目的とした里院の保全・再開発に関する研究: 中国・青島市劈柴院再開発事業を対象に, 日本建築学会計画系論文集, 671, pp. 47-56, 2012.01
- 9) 周琦, 王為: 南京明城壁保護和利用的設想, 建築与文化, 09, pp. 24-27, 2008
- 10) 周琦, 王為: 南京明城壁改造構想, 建築与文化, 09, pp. 28-29, 2008
- 11) 付曉渝: 中国古城壁保護探索, 北京林業大学博士論文, 2007
- 12) 刘正平: 南京明城壁風光帶規劃, 城市規劃, 04, pp. 65-69, 2001
- 13) 張松, 西村幸夫: 上海外灘歴史地区の景観保全計画に関する研究, 日本建築学会計画系論文集, 496, pp. 125-130, 1997.06
- 14) 王景慧, 阮儀三, 王林: 歴史文化名城保護理論與規劃, 同濟大学出版社, 1999
- 15) 西村幸夫: 都市保全計画, 東京大学出版会, 2004
- 16) 沈暘, 蔡凱臻, 張劍葳: 事件性與革命旧址類文物保护单位保護規劃—紅色旅遊發展視角下的全国重点文物保护单位保護規劃, 建築學報, 12, pp. 48-51, 2006
- 17) 吳美萍: 全国重点文物保护单位的保護規劃與旅遊規劃關係問題研究, 旅遊学研究, 04, pp. 194-197, 2007
- 18) 王濤: 文物保护单位保護規劃中保護範圍和建設控制地帶的劃定和分級, 東南文化, 02, pp. 23-26, 2010
- 19) 張杰, 龐駿: 旅遊視野下文物保护单位保護規劃常態抗辯—兼論文物保护单位保護規劃的制度創新, 規劃師, 11, pp. 102-107, 2011
- 20) 南京市規劃局公式ホームページ, <http://www.njghj.gov.cn/NGWeb/Page/Index.aspx> (参照2013.04.06)
- 21) 南京年鑑編纂委員會編: 南京年鑑1993, 江蘇古籍出版社, 1993

(受理: 平成25年11月14日)